令和8年度　吉井南小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標

「夢・あこがれをもち　笑顔あふれる吉井っ子」の育成

いじめの定義

いじめとは、児童に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、当該児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（第２条）
「物理的な影響」とは、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理にさせられたりすることなどを意味する。

学校の基本的な考え方

〇いじめ防止は、学校教育活動全体をとおして、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
〇児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
〇いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、ストレスに適切に対処できる力を育む。
〇自己有用感や充実感を感じられる学級づくりを基盤とした学校づくりを推進する。
〇「いじめの芽」や「いじめの兆候」も定義に従い、積極的にいじめと認知し、教職員が連携し、全職員で組織的に対応する。
〇必要に応じて関係諸機関等との連携を図り、スムーズな解決に努める。
〇地域・家庭と一体となっていじめの問題への取組を推進するための普及啓発活動に努める。

国：いじめ防止対策推進法
「いじめ防止などのための基本的な方針」

県「いじめ防止基本方針」

市「いじめ基本方針」

目指す子ども像

〇どんなときでも、いじめをしてはいけないと分かって行動できる子ども
〇他人の弱みを笑いものにしない子ども
〇暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容しない子ども
〇自分と違う他者を差別しない子ども

地域や保護者の願い

〇思いやりのある子になってほしい
〇やさしい子になってほしい
〇自分を好きになる子になってほしい

いじめ防止及び対策委員会

校　　長	：会を主宰し、その方針を決め、指導を行う。
教　　頭	：会の進行をし、全体の意見を取りまとめる。 ：必要があれば、外部への窓口となる。
生活指導主任	：生活指導上の問題からの意見を述べる。
養護教諭	：特別支援教育の立場、心の問題からの意見を述べる。
コーディネータ	：関係諸機関との連携の立場で意見を述べる。
当該学年主任	：学年全体における様相を説明する。
当該学級担任	：事案の具体的な説明を時系列で行う。

ＰＴＡとの連携

懇談会等の様々な機会を利用して、児童のがんばりや長所、心配なことなどをこまめに保護者に連絡するなど、日頃から保護者との信頼関係を築く。

生活指導部との連携

基本的な生活習慣の定着と規範意識の醸成

関係諸機関との連携

〇民生委員・児童委員
〇主任児童委員
〇スクールカウンセラー
〇スクールソーシャルワーカー
〇子ども子育て支援センター
〇地域包括支援センター
〇子ども・女性・障害者支援センター
〇青少年教育センター
〇警察(学校警察連絡協議会)

いじめへのアンテナ【早期発見】

（１）担任を中心とした観察や情報交換
①チェックリストを活用した観察
②児童理解や同学年会における情報交換

（２）定期的なアンケートと教育相談の実施や相談体制の整備
①年間２回のアンケートをもとにした教育相談
②担任や特別支援教育コーディネーター、養護教諭を中心とした相談体制の充実

（３）相談機関等の周知
①愛のテレホン等相談窓口の周知

（４）学校内外の専門家との連携・活用
①心の状況調査を活用した児童理解に関する研修の充実
②スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの連携

いじめを生まない【未然防止】

（１）特別活動等の充実
①一人一人の児童の居場所のある学級・学校経営
②所属感・充実感・承認感を得ることのできる学校行事の充実
③いじめ未然防止カリキュラムの実施

（２）道徳教育の充実
①いのちかがやく強調月間を中心とした「いのちの教育」の充実
②心に届く道徳の授業の推進

（３）生活指導の充実
①規範意識を高める日々の指導の徹底
②全職員一丸となった指導体制の構築
③いきいきカードや家庭学習カードによる基本的な生活習慣の定着

（４）児童理解と校内研修の充実
①全児童を全職員で指導する意識を高める情報交換
②個に応じたきめ細かな指導への共通理解

（５）保護者や地域との連携
①学校便りやホームページを活用した啓発活動
②保護者や地域と連携した活動の充実

（６）保・幼・中との連携
①定期的な情報交換
②確実な情報の伝達と引き継ぎ

いじめへの毅然とした態度【早期対応】

（１）的確な情報収集
①第一報を大切に扱う。
②複数の職員で本人及び関係児童からできるだけ正確な情報を集める。
③いじめ予防及び対策委員会を設置するかどうかを決定する。
④市教育委員会への報告と支援要請
（２）基本的な緊急対応
①いじめ予防及び対策委員会において情報の共通理解を図る。
②情報の一元化と外部への窓口を確認する。
③いじめられた児童及びいじめた児童への指導及び対応を協議する。
（３）調査による実態把握
①当該学年及び学級に対するアンケートの実施
②時系列に情報をまとめ、被害児童及び保護者へ説明と謝罪をする。
③加害児童及び保護者に対する今後の対応の説明
（４）解決に向けた指導・援助
①当該学年及び学級に対する「いのちを大切にする」ことを中心とした全体的な指導
②被害児童の身の安全の確保と心のケアと保護者への支援
③加害児童への指導の継続と心のケアと保護者への助言
（５）継続指導・経過観察
①担任の指導及び観察
②児童理解における定期的な報告と共通理解
③保護者の視点から見た児童の様子の把握
③関係機関との連携・情報交換

年間活動計画

月	学校	家庭・地域
４月	基本方針の確認　年間計画検討 1学期始業式　入学式　歓迎遠足　授業参観 全国・県学力テスト	学級懇談会・ＰＴＡ総会 家庭訪問
５月	児童理解　心の状況調査 いじめ予防及び対策委員会	家庭訪問
６月	児童理解　いのちかがやく強調月間　教育相談及びアンケート　道徳公開授業　平和集会	「いのちを見つめる日」教育講演会　学校保健委員会　通学路安全点検　　学級懇談会 学校支援会議
７月	児童理解 1学期終業式 保護者面談	三校会
８月	平和集会	
９月	2学期始業式　児童理解　授業参観 宿泊学習	学級懇談会　いきいきカード

月	学校	家庭・地域
１０月	児童理解　運動会	
１１月	児童理解　修学旅行	いきいきカード 学校支援会議
１２月	児童理解　教育相談及びアンケート 人権集会 2学期終業式	親子健康学習会　学校保健委員会 学校評価　三校会
１月	3学期始業式　児童理解	いきいきカード 学校支援会議
２月	児童理解　お別れ集会	学校保健委員会
３月	児童理解　保幼小中連携引継 卒業式　修了式	三校会